

京都市告示第127号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年5月14日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	鹿ヶ谷経14号線	左京区若王子町5番地の2地先 同町11番地の1地先	点	
2	山科東野経21号線	山科区東野舞台町48番地の3地先 同町47番地の4地先	点	
3	山科音羽緯3号線	山科区音羽珍事町57番地の2地先 同町59番地の1地先	点	
4	太秦経112号線	右京区太秦榎森町18番地の1地先 同区太秦土本町1番地の5地先	点	

(建設局土木管理部道路明示課)